

## 4 地下水調査

地下水の水質汚濁の状況については、法の規定により福島県が作成した「平成23年度地下水の水質測定計画」に基づき、概況調査及び定期モニタリング調査を実施しました。

表6-4 人の健康の保護に関する環境基準

No.	項目	基準値
1	カドミウム	0.003mg/L以下
2	全シアン	検出されないこと。
3	鉛	0.01mg/L以下
4	六価クロム	0.05mg/L以下
5	砒素	0.01mg/L以下
6	総水銀	0.0005mg/L以下
7	アルキル水銀	検出されないこと。
8	PCB	検出されないこと。
9	ジクロロメタン	0.02mg/L以下
10	四塩化炭素	0.002mg/L以下
11	塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下
12	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
13	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
14	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
15	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
16	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
17	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
19	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
20	チラム	0.006mg/L以下
21	シマジン	0.003mg/L以下
22	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
23	ベンゼン	0.01mg/L以下
24	セレン	0.01mg/L以下
25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
26	ふつ素	0.8mg/L以下
27	ほう素	1mg/L以下
28	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

(備考)

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4 平成23年10月27日環境省告示第95号により、カドミウムの基準値を0.01mg/l以下から0.003mg/l以下へ見直し。

## (1) 概況調査

市内全域における地下水質の概況を把握するため、概況調査を計9地点（ローリング方式による調査4地点、定点方式による調査5地点）で実施しました。

※ 概況調査とは、地域の全体的な地下水質の状況を把握するために実施する地下水の水質調査のことです。

## ① ローリング方式による概況調査

市域を約10km四方のメッシュに区分し、全19メッシュを概ね5年周期で調査を行っています。

平成23年度は4メッシュからそれぞれ1地点ずつ選定し、水質調査を実施しましたが、測定の結果、遠野町入遠野字越台でふつ素の測定値が環境基準を超過しました。

表6-4(1)-1 ローリング方式による概況調査結果

(平成23年度)

測定地点の所在地	内郷高野町字 番所	三和町下市萱 竹ノ内	遠野町入遠野 字越台	田人町旅人字 江尻	環境基準
調査年月日	H23.6.20				
調査項目	カドミウム (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001 0.01以下
	全シアン "	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1 検出されないこと
	鉛 "	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005 0.01以下
	六価クロム "	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02 0.05以下
	砒素 "	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005 0.01以下
	総水銀 "	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005 0.0005以下
	アルキル水銀 "	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005 検出されないこと
	PCB "	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005 検出されないこと
	ジクロロメタン "	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002 0.02以下
	四塩化炭素 "	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002 0.002以下
	塩化ビニルモノマー "	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002 0.002以下
	1,2-ジクロロエタン "	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004 0.004以下
	1,1-ジクロロエチレン "	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002 0.1以下
	1,2-ジクロロエチレン "	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004 0.04以下
	1,1,1-トリクロロエタン "	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005 1以下
	1,1,2-トリクロロエタン "	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006 0.006以下
	トリクロロエチレン "	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002 0.03以下
	テトラクロロエチレン "	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005 0.01以下
	1,3-ジクロロプロペン "	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002 0.002以下
	チウラム "	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006 0.006以下
	シマジン "	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003 0.003以下
	チオベンカルブ "	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002 0.02以下
	ベンゼン "	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001 0.01以下
	セレン "	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002 0.01以下
	硝酸性窒素 "	0.3	<0.1	0.6	<0.1 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素として10以下
	亜硝酸性窒素 "	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
	ふつ素 "	<0.08	<0.08	4.8	<0.08 0.8以下
	ほう素 "	0.03	0.03	0.30	<0.02 1以下
	1,4-ジオキサン "	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005 0.05以下

(備考)

1. &lt;印は報告下限値未満を表す。

2. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は、合わせて一つの項目として扱う。

## ② 定点方式による概況調査

有害物質を使用又は製造している事業場の構内又はその周辺直近の井戸の水質を調査しています。

平成23年度は、5事業場を対象に、関連する環境基準設定項目の水質測定を行いましたが、全ての地点で環境基準を達成しました。

表6-4(1)-2 定点方式による概況調査結果

(平成23年度)

測定地点の所在地	錦町大町	錦町江栗 馬場	常磐下船 尾町作	泉町下川	泉町黒須 野	環境基準
調査年月日	H23.6.20					
調査項目	カドミウム (mg/L)		<0.001		<0.001	0.01以下
	全シアン "		<0.1		<0.1	検出されないこと
	鉛 "		<0.005		<0.005	0.01以下
	六価クロム "		<0.02		<0.02	0.05以下
	砒素 "		<0.005		<0.005	0.01以下
	総水銀 "	<0.0005	<0.0005	<0.0005		<0.0005
	アルキル水銀 "	<0.0005	<0.0005	<0.0005		<0.0005
	PCB "	<0.0005	<0.0005	<0.0005		<0.0005
	ジクロロメタン "	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
	四塩化炭素 "	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
	塩化ビニルモノマー "	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
	1,2-ジクロロエタン "	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004以下
	1,1-ジクロロエチレン "	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1以下
	1,2-ジクロロエチレン "	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下
	1,1,1-トリクロロエタン "	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン "	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
	トリクロロエチレン "	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.03以下
	テトラクロロエチレン "	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01以下
	1,3-ジクロロプロパン "	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
	チウラム "		<0.0006		<0.0006	0.006以下
	シマジン "		<0.0003		<0.0003	0.003以下
	チオペンカルブ "		<0.002		<0.002	0.02以下
	ベンゼン "	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
	セレン "		<0.002		<0.002	0.01以下
	硝酸性窒素 "		<0.1		<0.1	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素として10以下
	亜硝酸性窒素 "		<0.1		<0.1	
	ふつ素 "		<0.08		<0.08	0.8以下
	ほう素 "		0.08		0.06	1以下
	1,4-ジオキサン "		<0.005		<0.005	0.05以下

(備考)

1. &lt;印は報告下限値未満を表す。

2. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は、合わせて一つの項目として扱う。

## (2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等の結果により、新たに環境基準の超過が判明した地点の汚染範囲を確認するため調査を行っています。平成23年度はローリング方式による概況調査において、1地点でふつ素が環境基準を超過したため、周辺井戸9地点において本調査を実施しました。その結果、1地点でふつ素が環境基準を超過しました。この原因は地質由来のものと考えられます。

なお、今回発見された汚染井戸2地点については継続監視調査地点とし、継続的な監視を行う予定です。

調査区分		汚染井戸周辺地区調査									汚染井戸再調査	環境基準	
測定地点の所在地		遠野町入遠野									遠野町入遠野(原水)		
		地点①	地点②	地点③	地点④	地点⑤	地点⑥	地点⑦	地点⑧	地点⑨			
調査年月日		H23.7.27					H23.9.9				H23.7.27		
調査項目	ふつ素 (mg/L)	1.0	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	4.6 (処理水:1.8)	0.8	

(備考)

1. <印は報告下限値未満を表す。
2. 太字は環境基準を超過したこと示す。

## (3) 継続監視調査

過去の汚染井戸を対象として、継続的に汚染状況の監視をしています。平成23年度は、平成22年度に基準値を超過した1地点について調査を実施しました。調査の結果、平成22年度と同様、基準値を超過しました。

表6-4(3) 継続監視調査

(平成23年度)

調査区分		継続監視調査		環境基準	
測定地点の所在地		泉町下川			
調査年月日		H23.6.20			
調査項目	硝酸性窒素 (mg/L)	15		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素として10以下	
	亜硝酸性窒素 (mg/L)	<0.1			

(備考)

1. <印は報告下限値未満を表す。
2. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は、合わせて一つの項目として扱う。

## 5 海水浴場調査

例年、市内9海水浴場において、遊泳期間前（5月中旬）及び遊泳期間中（7月下旬～8月上旬）に2回ずつ水質調査を実施し、各期間中における水質判定を行っていますが、平成23年度については東日本大震災の影響により、市内全ての海水浴場が開設しなかったため、調査を見送りました。

表6-5-1 海水浴場水質判定基準

項目区分		ふん便性大腸菌群数 (個/100mL)	油膜の有無	COD (mg/L)	透明度
適	水質AA	不検出 (検出限界2)	油膜が 認められない	2以下	全透 (1m以上)
	水質A	100以下	油膜が 認められない	2以下	全透 (1m以上)
可	水質B	400以下	常時は油膜が 認められない	5以下	1m未満～50cm以上
	水質C	1,000以下	常時は油膜が 認められない	8以下	1m未満～50cm以上
不適		1,000を超えるもの	常時油膜が 認められる	8を超えるもの	50cm未満*

(備考)

1. 判定は、同一海水浴場に関して得た測定値の平均による。
2. 「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。
3. 透明度(\*)の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができます。

## 6 産業廃棄物不法投棄影響監視調査

昭和 63 年 8 月から平成元年 8 月にかけ、田人、沼部及び山田の 3 地区における大規模な産業廃棄物の不法投棄が、さらに四倉地区における産業廃棄物の不適正な保管が発覚し、周辺住民に大きな不安を抱かせる社会問題となりました。

このため、本市では不法投棄のあった現場周辺地区の河川や地下水の水質について、平成 2 年度から継続して監視を行っています。

平成 23 年度は、田人地区 4 地点、沼部地区 3 地点及び四倉地区 2 地点の計 9 地点において、関連する健康項目（揮発性有機化合物、カドミウム等計 18 項目）及び特殊項目（フェノール類等計 2 項目）の調査を行いましたが、調査の結果、すべて年平均値で環境基準を下回りました。

なお、山田地区については、調査対象項目が長期間において不検出であることを確認したため、平成 13 年度で調査を終了しています。

### ① 田人地区

不法投棄現場付近の別当川上流において四塩化炭素が環境基準を超える値で検出されました。また、年平均値で環境基準を下回りました。その他の地点、項目においては環境基準以下でした。

### ② 沼部地区

調査を行ったすべての地点、項目で環境基準以下でした。

### ③ 四倉地区

調査を行ったすべての地点、項目で環境基準以下でした。

## 7 小野町一般廃棄物最終処分場影響監視調査

小野町一般廃棄物最終処分場は、本市の主要水道水源である夏井川の上流に位置するため、生活環境の保全といわき市民の健康保護などを目的に、本市、小野町及び事業者の三者において「小野町一般廃棄物処分場の建設及び運営に関する公害防止協定（平成 7 年 4 月）」を締結しました。

本市では、同協定内容の遵守状況を確認するため、処分場への立入調査を実施し、排出水等の水質調査を実施するとともに、排出水が流入する夏井川についても水質調査を行っています。

平成 23 年度の調査の結果、事業者による排出水等の自主測定結果は許容限度を下回っていました。

また、本市が実施した処分場排出水の水質調査の結果は、全項目で許容限度を下回り、夏井川の水質結果は、大腸菌群数等 2 項目を除き環境基準を満たしていました。

表6-7-1 小野町一般廃棄物最終処分場に関する夏井川の水質調査結果(1)

(平成23年度)

調査項目	単位	山下谷橋				三島橋				環境基準	
		最大	最小	平均	調査回数	最大	最小	平均	調査回数		
生活性環境項目	pH	—	7.9	7.2	7.7	(12)	7.9	7.0	7.4	(12)	6.5~8.5
	DO	mg/L	13	5.6	10	(12)	—	—	—	(0)	7.5以上
	BOD	"	3.7	0.6	1.0	(12)	2	<0.5	1.2	(4)	2
	COD	"	6.5	1.8	3.0	(12)	8.4	0.9	4.7	(2)	—
	SS	"	25	1	6	(12)	56	0.7	20	(3)	25
	大腸菌群数	MPN/100mL	49,000	1,400	14,000	(12)	—	—	—	(0)	1,000
	全窒素(T-N)	mg/L	1.7	0.8	1.1	(12)	1.0	0.6	0.8	(4)	—
	全燐(T-P)	"	0.099	0.030	0.059	(12)	0.09	0.01	0.038	(4)	—
	全亜鉛(T-Zn)	"	0.010	0.002	0.006	(2)	<0.01	—	—	(12)	0.03
	n-ヘキサン抽出物質	"	<0.5	—	—	(12)	—	—	—	(0)	—
特殊項目等	フェノール類	mg/L	<0.005	—	—	(3)	<0.0005	—	—	(4)	—
	銅	"	<0.01	—	—	(2)	<0.01	—	—	(0)	—
	溶解性鉄	"	0.17	<0.1	0.14	(2)	—	—	—	(0)	—
	溶解性マンガン	"	0.03	<0.02	0.03	(2)	—	—	—	(0)	—
	全クロム	"	<0.05	—	—	(2)	—	—	—	(0)	—
	有機燐化合物	"	<0.0006	—	—	(2)	<0.00004	—	—	(2)	—
	ニッケル	"	<0.001	—	—	(2)	<0.001	—	—	(12)	—
	カドミウム	mg/L	<0.001	—	—	(2)	<0.003	—	—	(12)	0.01
	全シアン	"	N.D.	—	—	(2)	<0.001	—	—	(4)	検出されないこと
	鉛	"	<0.005	—	—	(2)	<0.001	—	—	(12)	0.01
健項目	六価クロム	"	<0.02	—	—	(2)	<0.005	—	—	(12)	0.05
	砒素	"	<0.005	—	—	(2)	<0.001	—	—	(12)	0.01
	総水銀	"	<0.0005	—	—	(2)	<0.00005	—	—	(12)	0.0005
	アルキル水銀	"	N.D.	—	—	(2)	N.D.	—	—	(12)	検出されないこと
	PCB	"	N.D.	—	—	(2)	—	—	—	(0)	検出されないこと
	トリクロロエチレン	"	<0.002	—	—	(2)	<0.001	—	—	(12)	0.03
	テトラクロロエチレン	"	<0.0005	—	—	(2)	<0.001	—	—	(12)	0.01
	ジクロロメタン	"	<0.002	—	—	(2)	<0.002	—	—	(12)	0.02
	四塩化炭素	"	<0.0002	—	—	(2)	<0.0002	—	—	(12)	0.002
	1,2-ジクロロエタン	"	<0.0004	—	—	(2)	<0.0004	—	—	(12)	0.004
項目	1,1-ジクロロエチレン	"	<0.002	—	—	(2)	<0.002	—	—	(12)	0.02
	シス-1,2-ジクロロエチレン	"	<0.002	—	—	(2)	<0.004	—	—	(12)	0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	"	<0.0005	—	—	(2)	<0.03	—	—	(12)	1
	1,1,2-トリクロロエタン	"	<0.0006	—	—	(2)	—	—	—	(12)	0.006
	1,3-ジクロロプロパン	"	<0.0002	—	—	(2)	<0.00002	—	—	(2)	0.002
	チウラム	"	<0.0006	—	—	(2)	<0.0002	—	—	(2)	0.006
	シマジン	"	<0.0003	—	—	(2)	<0.00003	—	—	(2)	0.003
	チオベンカルブ	"	<0.002	—	—	(2)	<0.0002	—	—	(2)	0.02
	ベンゼン	"	<0.001	—	—	(2)	<0.001	—	—	(12)	0.01
	セレン	"	<0.002	—	—	(2)	<0.001	—	—	(12)	0.01
底質	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	"	1.1	0.9	1.0	(2)	0.69	0.2	0.4	(12)	10
	ふつ素	"	<0.08	—	—	(2)	0.08	<0.08	0.08	(12)	0.8
	ほう素	"	0.07	0.05	0.06	(2)	<0.02	—	—	(12)	1
	1,4-ジオキサン	"	<0.005	—	—	(2)	<0.005	—	—	(4)	0.05
	ダイオキシン類(水質)	pg-TEQ/L	0.22	0.043	0.130	(2)	0.058	—	—	(1)	1
	ダイオキシン類(底質)	pg-TEQ/g	0.24	0.18	—	(2)	0.12	—	—	(1)	150

(備考) 1 BODについては、平均の欄に年間75%値を示す。

2 水質調査の実施機関は、三島橋が水道局、山下谷橋が環境監視センター。

3 三島橋における水質調査項目のうち、有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメタン、EPN)については EPNのみの調査。

表6-7-2 小野町一般廃棄物最終処分場に関する夏井川の水質調査結果(2)

(平成23年度)

調査項目	単位	久太夫橋				六十枚橋				環境基準	
		最大	最小	平均	調査回数	最大	最小	平均	調査回数		
生活環境項目	pH	—	7.8	7.2	7.5	(12)	7.7	7.1	7.4	(12)	6.5~8.5
	DO	mg/L	14	5.0	10	(12)	14	7	9.8	(12)	7.5以上
	BOD	mg/L	1.2	<0.5	0.9	(12)	1.1	0.6	0.8	(12)	2
	COD	〃	—	—	—	(0)	—	—	—	(0)	—
	SS	〃	10	<1	4	(12)	19	1	5	(12)	25
	大腸菌群数	MPN/100mL	22,000	230	5,100	(12)	49,000	1,300	14,000	(12)	1,000
	全窒素(T-N)	mg/L	—	—	—	(0)	1.8	0.60	1.1	(4)	—
	全燐(T-P)	〃	—	—	—	(0)	0.190	0.036	0.095	(4)	—
	全亜鉛(T-Zn)	〃	0.003	<0.001	0.002	(4)	0.004	<0.001	0.002	(4)	0.03
特殊項目等	n-ヘキサン抽出物質	〃	—	—	—	(0)	<0.5	—	—	(6)	—
	フェノール類	mg/L	—	—	—	(0)	—	—	—	(0)	—
	銅	〃	—	—	—	(0)	<0.01	—	—	(4)	—
	溶解性鉄	〃	—	—	—	(0)	—	—	—	(0)	—
	溶解性マンガン	〃	—	—	—	(0)	—	—	—	(0)	—
	全クロム	〃	—	—	—	(0)	<0.05	—	—	(4)	—
	有機燐化合物	〃	—	—	—	(0)	—	—	—	(0)	—
	ニッケル	〃	—	—	—	(0)	—	—	—	(0)	—
	カドミウム	mg/L	—	—	—	(0)	<0.001	—	—	(4)	0.01
健康項目	シアノ化合物	〃	—	—	—	(0)	N.D.	—	—	(4)	検出されないこと
	鉛	〃	—	—	—	(0)	<0.005	—	—	(4)	0.01
	六価クロム	〃	—	—	—	(0)	<0.02	—	—	(4)	0.05
	砒素	〃	—	—	—	(0)	<0.005	—	—	(4)	0.01
	総水銀	〃	—	—	—	(0)	<0.0005	—	—	(4)	0.0005
	アルキル水銀	〃	—	—	—	(0)	N.D.	—	—	(4)	検出されないこと
	PCB	〃	—	—	—	(0)	N.D.	—	—	(1)	検出されないこと
	トリクロロエチレン	〃	—	—	—	(0)	<0.002	—	—	(4)	0.03
	テトラクロロエチレン	〃	—	—	—	(0)	<0.0005	—	—	(4)	0.01
項目	ジクロロメタン	〃	—	—	—	(0)	<0.002	—	—	(4)	0.02
	四塩化炭素	〃	—	—	—	(0)	<0.0002	—	—	(4)	0.002
	1,2-ジクロロエタン	〃	—	—	—	(0)	<0.0004	—	—	(4)	0.004
	1,1-ジクロロエチレン	〃	—	—	—	(0)	<0.002	—	—	(4)	0.02
	シス-1,2-ジクロロエチレン	〃	—	—	—	(0)	<0.002	—	—	(4)	0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	〃	—	—	—	(0)	<0.0005	—	—	(4)	1
	1,1,2-トリクロロエタン	〃	—	—	—	(0)	<0.0006	—	—	(4)	0.006
	1,3-ジクロロプロペン	〃	—	—	—	(0)	<0.0002	—	—	(4)	0.002
	チウラム	〃	—	—	—	(0)	<0.0006	—	—	(4)	0.006
目	シマジン	〃	—	—	—	(0)	<0.0003	—	—	(4)	0.003
	チオベンカルブ	〃	—	—	—	(0)	<0.002	—	—	(4)	0.02
	ベンゼン	〃	—	—	—	(0)	<0.001	—	—	(4)	0.01
	セレン	〃	—	—	—	(0)	<0.002	—	—	(4)	0.01
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	〃	—	—	—	(0)	1.3	0.6	0.8	(4)	10
	ふつ素	〃	—	—	—	(0)	<0.08	—	—	(4)	0.8
	ほう素	〃	—	—	—	(0)	0.09	0.03	0.06	(4)	1
	1,4-ジオキサン	〃	—	—	—	(0)	<0.005	—	—	(4)	0.05
	ダイオキシン類(水質)	pg-TEQ/L	—	—	—	(0)	0.25	0.062	0.16	(2)	1
	ダイオキシン類(底質)	pg-TEQ/g	—	—	—	(0)	0.084	—	—	(1)	150

(備考) 1 BODについては、平均の欄に年間75%値を示す。

2 久太夫橋、六十枚橋における水質検査は、環境監視センターが実施。

3 六十枚橋における水質調査項目のうち、有機燐化合物(バラチオン、メチルバラチオン、メチルジメタン、EPN)については EPNのみの調査。

表6-7-3 小野町一般廃棄物最終処分場に関する排出水等の水質調査結果

(平成23年度)

調査項目	単位	最終放流口				地下水	許容限度
		H23.5.20	H23.7.13	H23.8.16	H23.11.2		
生活性環境項目	pH	—	7.2	7.3	7.2	6.9	—
	BOD	mg/L	0.7	0.7	0.7	1.5	—
	COD	〃	9.7	9.4	9.3	14.3	—
	SS	〃	1.8	2	2	9	—
	n-ヘキサン抽出物質	〃	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	—
	全窒素(T-N)	〃	2.5	2.2	8.1	3.0	—
その他項目	全燐(T-P)	〃	<0.01	0.03	0.01	<0.02	—
	フェノール類	mg/L	<0.0005	<0.005	<0.0005	<0.005	—
	銅	〃	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	—
	亜鉛	〃	<0.01	0.001	<0.01	0.001	—
	溶解性鉄	〃	0.01	<0.1	0.02	<0.1	—
	溶解性マンガン	〃	0.010	<0.02	<0.001	<0.02	—
	全クロム	〃	<0.005	<0.02	<0.005	<0.02	—
	弗素	〃	<0.08	<0.08	0.08	<0.08	—
	大腸菌群数	個/mL	0	38	0	0	—
	ニッケル	mg/L	<0.001	<0.001	—	<0.001	—
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	〃	1.2	0.7	4.8	0.7	—
	カドミウム	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	—
有害物質	全シアン	〃	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	—
	有機燃化合物	〃	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	—
	鉛	〃	<0.001	<0.005	<0.001	<0.005	—
	六価クロム	〃	<0.005	<0.02	<0.005	<0.02	—
	砒素	〃	<0.001	<0.005	—	<0.005	—
	緑水銀	〃	<0.00005	<0.0005	<0.00005	<0.0005	—
	アルキル水銀	〃	<0.00005	<0.0005	<0.00005	<0.0005	—
	ポリ塩化ビフェニール	〃	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	—
	トリクロロエチレン	〃	<0.003	<0.002	<0.003	<0.002	—
	テトラクロロエチレン	〃	<0.001	<0.0005	<0.001	<0.0005	—
	ジクロロメタン	〃	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	—
	四塩化炭素	〃	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	—
	1,2-ジクロロエタン	〃	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	—
	1,1-ジクロロエチレン	〃	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	—
	シス-1,2-ジクロロエチレン	〃	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	—
	1,1,1-トリクロロエタン	〃	<0.03	<0.0005	<0.03	<0.0005	—
	1,1,2-トリクロロエタン	〃	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	—
	1,3-ジクロロプロペン	〃	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	—
	チウラム	〃	<0.0002	<0.0006	<0.0002	<0.0006	—
	シマジン	〃	<0.00003	<0.0003	<0.00003	<0.0003	—
	チオベンカルブ	〃	<0.0002	<0.002	<0.0002	<0.002	—
	ベンゼン	〃	<0.0005	<0.001	<0.0005	<0.001	—
	セレン	〃	0.005	<0.002	0.006	<0.002	—
	ダイオキシン類(水質)	pg-TEQ/L		0.000023 (H23.6.24 採水)	0.000039 (H24.2.7 採水)	0	(管理基準:10) (環境基準:1)

(備考) 1 最終放流口における水質検査は、5、8月は水道局が、7月、11月、2月は環境監視センターが実施。

2 許容限度とは、「小野町一般廃棄物処分場の建設及び運営に関する公害防止協定書」に定める排出水に係る許容限度。

3 地下水とは、小野町一般廃棄物最終処分場敷地内の地下集配水管の最終部で採水した水で、水質検査は環境監視センターが実施。環境基準が適用される。

4 最終放流口における放流水のダイオキシン類は、「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(平成12年1月14日総理府・厚生省令第2号)」に基づく維持管理基準が適用される。

表6-7-4 小野町一般廃棄物最終処分場に関する排出水等の事業者による水質測定結果（1）

(平成23年度)

調査項目	単位	浸出水処理施設放流口				許容限度	地下水		環境基準	
		最大	最小	平均	調査回数		H23.4.18	H23.10.3		
生	pH	—	7.1	6.4	6.8	(12)	5.8~8.6	6.7	6.8	
活	BOD	mg/L	1.5	<0.5	0.6	(12)	20	0.7	1.2	
環	COD	"	14	5.3	9.4	(12)	20	<0.5	0.6	
境	SS	"	1	<1	3	(12)	10	<1	<1	
項	n-ヘキサン抽出物質	"	<0.5	—	—	(12)	5	<0.5	<0.5	
目	全窒素(T-N)	"	6.5	2.2	4.5	(12)	40	0.7	0.68	
全燐(T-P)	"	0.01	<0.01	0.01	(12)	4	0.02	0.02	—	
そ	フェノール類	mg/L	<0.004	—	—	(2)	0.005	<0.004	<0.004	
の	銅	"	<0.01	—	—	(2)	1	<0.01	<0.01	
他	亜鉛	"	<0.01	—	—	(2)	1	<0.01	<0.01	
の	溶解性鉄	"	<0.05	—	—	(2)	0.3	<0.05	<0.05	
項	溶解性マンガン	"	<0.02	—	—	(2)	0.3	<0.02	<0.02	
目	全クロム	"	<0.01	—	—	(2)	0.2	<0.01	<0.01	
ニッケル及びその化合物	mg/L	<0.005	—	—	(2)	0.01	<0.005	<0.005	—	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	"	1.48	0.41	0.95	(2)	10	0.65	0.55	10	
カドミウム及びその化合物	mg/L	<0.001	—	—	(2)	0.01	<0.001	<0.001	0.01	
シアン化合物	"	<0.005	—	—	(2)	検出されないこと	<0.005	<0.005	検出されないこと	
有	有機燐化合物	"	<0.05	—	—	(2)	検出されないこと	<0.05	<0.05	—
害	鉛及びその化合物	"	<0.002	—	—	(2)	0.05	<0.002	<0.002	0.01
物	六価クロム化合物	"	<0.01	—	—	(2)	0.05	<0.01	<0.01	0.05
質	砒素及びその化合物	"	<0.001	—	—	(2)	0.01	<0.001	<0.001	0.01
セレン及びその化合物	"	<0.0003	—	—	(2)	0.0005	<0.0003	<0.0003	0.0005	
セレン及びその化合物	"	<0.0005	—	—	(2)	—	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	
セレン及びその化合物	"	<0.0005	—	—	(2)	検出されないこと	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	
セレン及びその化合物	"	<0.002	—	—	(2)	0.03	<0.002	<0.002	0.03	
セレン及びその化合物	"	<0.0005	—	—	(2)	0.01	<0.0005	<0.0005	0.01	
セレン及びその化合物	"	<0.002	—	—	(2)	0.02	<0.002	<0.002	0.02	
セレン及びその化合物	"	<0.0002	—	—	(2)	0.002	<0.0002	<0.0002	0.002	
セレン及びその化合物	"	<0.0004	—	—	(2)	0.004	<0.0004	<0.0004	0.004	
セレン及びその化合物	"	<0.002	—	—	(2)	0.02	<0.002	<0.002	0.02	
セレン及びその化合物	"	<0.004	—	—	(2)	0.04	<0.004	<0.004	0.04	
セレン及びその化合物	"	<0.0005	—	—	(2)	0.3	<0.0005	<0.0005	1	
セレン及びその化合物	"	<0.0006	—	—	(2)	0.006	<0.0006	<0.0006	0.006	
セレン及びその化合物	"	<0.0002	—	—	(2)	0.002	<0.0002	<0.0002	0.002	
セレン及びその化合物	"	<0.0006	—	—	(2)	0.006	<0.0006	<0.0006	0.006	
セレン及びその化合物	"	<0.002	—	—	(2)	0.01	<0.002	<0.002	0.01	
ダイオキシン類(水質)	pg-TEQ/L	0.010	0.0000099	0.003339	(3)	10	0.062	0.062	1	

(備考) 1 許容限度とは、「小野町一般廃棄物処分場の建設及び運営に関する公害防止協定書」に定める排出水に係る許容限度。

2 地下水とは、小野町一般廃棄物最終処分場敷地内の地下集配水管の最終部で採水した水で、環境基準が適用される。

3 浸出水処理施設放流口における放流水のダイオキシン類は、「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(平成12年1月14日総理府・厚生省令第2号)」に基づく維持管理基準が適用される。

表6-7-5 小野町一般廃棄物最終処分場に関する排出水等の事業者による水質測定結果(2)

(平成23年度)

調査項目	単位	観測井戸		管理指針
		H23.4.18	H23.10.3	
一般細菌	個/mL	0	0	100
大腸菌群	—	陰性	陰性	検出されないこと
カドミウム及びその化合物	mg/L	<0.001	<0.001	0.003
水銀及びその化合物	"	<0.0003	<0.0003	0.0005
セレン及びその化合物	"	<0.002	<0.002	0.01
鉛及びその化合物	"	<0.002	<0.002	0.01
ヒ素及びその化合物	"	<0.001	<0.001	0.01
六価クロム化合物	"	<0.01	<0.01	0.05
シアノ化物イオン及び塩化シアノ	"	<0.005	<0.005	0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	"	1.1	0.89	10
フッ素及びその化合物	"	<0.08	<0.08	0.8
ホウ素及びその化合物		—	<0.0002	1
四塩化炭素	"	<0.0002	<0.0002	0.002
1,4-ジオキサン		<0.005	<0.005	0.05
シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	"	<0.0004	<0.004	0.04
ジクロロメタン	"	<0.002	<0.002	0.02
テトラクロロエチレン	"	<0.0005	<0.0005	0.01
トリクロロエチレン	"	<0.002	<0.002	0.01
ベンゼン	"	<0.0005	<0.0005	0.01
塩素酸		<0.06	<0.06	0.6
クロロ酢酸		<0.002	<0.002	0.02
クロロホルム	"	<0.0006	<0.0006	0.06
ジクロロ酢酸		<0.004	<0.004	0.04
ジブロモクロロメタン	"	<0.001	<0.001	0.1
臭素酸		<0.001	<0.001	0.01
総トリハロメタン	"	<0.004	<0.004	0.1
トリクロロ酢酸		<0.02	<0.02	0.2
プロモジクロロメタン	"	<0.001	<0.001	0.03
プロモホルム	"	<0.001	<0.001	0.09
ホルムアルデヒド	"	<0.008	<0.008	0.08
亜鉛及びその化合物	"	0.03	0.01	1
アルミニウム及びその化合物		<0.05	<0.05	0.2
鉄及びその化合物	"	<0.02	<0.02	0.3
銅及びその化合物	"	0.03	<0.01	1
ナトリウム及びその化合物	"	22	18	200
マンガン及びその化合物	"	<0.01	<0.01	0.05
塩素イオン	"	59	44	200
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	"	100	85	300
蒸発残留物	"	280	210	500
陰イオン界面活性剤	"	<0.02	<0.02	0.2
ジェオスミン		<0.000001	<0.000001	0.00001
2-メチルイソボルネオール		<0.000001	<0.000001	0.00001
非イオン界面活性剤		<0.002	<0.002	0.02
フェノール類	"	<0.004	<0.004	0.005
有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	"	0.3	0.3	3
pH値	—	6.1	6.8	5.8~8.6
味	—	異常なし	異常なし	異常でないこと
臭気	—	異常なし	異常なし	異常でないこと
色度	度	<1	<1	5
濁度	"	<0.1	<0.1	2
ポリ塩化ビフェニール	mg/L	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.062	0.062	1

(備考) 1 管理指針とは、「小野町一般廃棄物処分場の建設及び運営に関する公害防止協定書」に定める地下水に係る管理指針。

## 8 水生生物調査

河川の水質は、通常BOD等の水質環境基準項目によって評価されますが、水域に生息する水生生物の生息状況を調査することで、水質の状況を判定することもできます。

水生生物調査は、環境省の「水生生物による水質の調査方法」に準じ、河川に生息する水生生物（指標生物）を捕集し、生物種とその個体数を調べることで行っています。

本市では、平成20年度まで、毎年環境月間にあたる6月に、市内の河川を対象とした水生生物調査（上流、中流及び下流の3地点）を実施しました。（平成21年度以降は調査を休止しています。）

## 9 ゴルフ場排出水監視

ゴルフ場から公共用水域への農薬流出防止を目的として「福島県ゴルフ場農薬安全使用指導要綱」に基づき、毎年市内のゴルフ場に対して農薬の使用実績及び排出水の自主測定結果の報告を求めていますが、平成23年度は、農薬使用状況及び自主測定結果の報告内容に問題はありませんでした。

平成23年度については、ゴルフ場への立入検査は行いませんでした。

表6-9 ゴルフ場排出水に係る基準等

項目	基準等	項目	基準等	項目	基準等	
殺虫剤	アセフェート	0.063	イソプロチオラン	2.6	アシュラム	2
	イソキサチオン	0.08	イプロジオノン	3	ジチオピル	0.095
	クロルピリホス	0.02	エトリジアゾール(エクロメゾール)	0.04	シマジン(CAT)	0.03
	ダイアジノン	0.05	オキシン銅(有機銅)	0.4	テルブカルブ(MBPMC)	0.2
	トリクロルホン(DEP)	0.05	キャプタン	3	トリクロピル	0.06
	ピリダafenチオン	0.02	クロロタロニル(TPN)	0.4	ナプロハミド	0.3
	フェニトロチオン(MEP)	0.03	クロロネブ	0.5	ピリチカルブ	0.23
	エトフェンプロックス	0.82	チウラム(チラム)	0.2	ブタミホス	0.2
	チオジカルブ	0.8	トルクロホスメチル	2	プロピザミド	0.5
	アセタミブリド	1.8	フルトラニル	2.3	ベンスリド(SAP)	1
	イミダクロブリド	1.5	ベンシクロン	1.4	ベンディメタリン	1
	クロチアニジン	2.5	メタラキシル	0.58	ベンフルラリン(ペスロジン)	0.8
	チアメトキサム	0.47	メプロニル	1	メコプロップ(MCPP)	0.47
	テブフェノジド	0.42	アゾキシストロビン	4.7	シデュロン	3
	ペルメトリノ	1	イミノクタジン酢酸塩	0.06	ハロスルフロンメチル	2.6
	ベンスルタップ	0.9	プロピコナゾール	0.5	フラザスルフロン	0.3
	トリネキサパックエチル	0.15	ホセチル	23	エトキシスルフロン	1
植物成長調整剤	トリカーバメート	0.3	オキサジアルギル	0.2		
	イミノクタジンアルベシル酸塩	0.06	オキサジクロメホン	0.24		
	ジフェノコナゾール	0.3	カフェンストール	0.07		
	シプロコナゾール	0.3	シクロスルファムロン	0.8		
	シメコナゾール	0.22	MCPAイソプロピルアミン塩	0.05		
	チオファネートメチル	3	MCPAナトリウム塩	0.05		
	チフルザミド	0.5				
	テトラコナゾール	0.1				
	テブコナゾール	0.77				
	トリフルミゾール	0.5				
	バリダマイシン	12				
	ヒドロキシイソキサゾール(ヒメキサゾール)	1				
	ベノミル	0.2				
	ボスカリド	1.1				
	メタラキシルM	0.58				

※「福島県生活環境の保全等に関する条例」で定める排水基準及び「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」で定める指針値は、同じ値が設定されている。

## 10 事故等緊急時の調査

魚類へい死等の水質汚濁事故の通報が市民や関係機関等から寄せられた際には、直ちに現地調査を実施し、原因究明及び再発防止に係る指導等を行っています。

平成23年度に通報のあった公共用水域での水質汚濁事故件数は計25件で、その内訳は表6-10のとおりです。

表6-10 水質汚濁事故件数の内訳

(平成23年度)

事故内訳		事故件数(件)
油流出	自動車事故等	6
	事業場から	7
	原因不明	1
	その他	2
魚類 へい死	原因不明	0
	事業場排水による	0
	酸欠	1
	その他	0
事業場の管理不徹底等		8
合計		25

## 11 法令に基づく届出状況

法及び「福島県生活環境の保全等に関する条例（以下、この章において「県条例」という。）」により、事業場が汚水発生施設、排水処理施設の設置、変更又は廃止等をする場合には、届出が義務づけられています。

平成23年度末現在、事業場からの届出状況は次のとおりです。

### ① 水質汚濁防止法対象事業場（表6-11(1)-1、表6-11(1)-2）

法に基づく特定施設設置事業場は736事業場あり、このうち排水量又は排出物質により法の規制がかかる事業場は、全体の約38%の278事業場となっています。

なお、その他、「電気事業法」のみの規制がかかる事業場は1事業場となっています。

### ② 県条例の対象事業場（表6-11(2)）

県条例に基づく排水指定施設設置事業場は55事業場（特定施設設置事業場と一部重複）あり、このうち排水量又は排出物質により県条例の規制がかかる事業場は36事業場となっています。

表6-11(1)-1 水質汚濁防止法による届出状況

(平成23年度)

番号	業種・施設名	1日当たりの平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上	上乗せ基準の適用により規制対象となるもの				規制対象外のもの	合計	
			1日当たりの平均排水量 30m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup> /日	1日当たりの平均排水量 10m <sup>3</sup> ～30m <sup>3</sup> /日	1日当たりの平均排水量 10m <sup>3</sup> /日未満	うち有害物質排出事業場		うち有害物質排出事業場	うち有害物質排出事業場
			うち有害物質排出事業場	うち有害物質排出事業場	うち有害物質排出事業場	うち有害物質排出事業場		うち有害物質排出事業場	うち有害物質排出事業場
1の2	畜産農業	1	1	2			44	48	
2	畜産食料品製造業		2	2			3	7	
3	水産食料品製造業	2	1	7			50	60	
4	保存食料品製造業	2					4	6	
5	調味料製造業						18	18	
8	パン・菓子製造・製あん業			1			1	2	
10	飲料製造業						7	7	
16	麵類製造業						3	3	
17	豆腐・煮豆製造業						8	8	
18の2	冷凍調理食品製造業			1				1	
19	紡績・繊維製品製造業			1			6	7	
22	木材葉品処理業					1	17	18	1
23	パルプ・紙・紙加工品製造業	2	1				1	3	1
23の2	出版・印刷業						6	6	
24	化学肥料製造業	2	1				1	3	1
26	無機顔料製造業	3						3	
27	無機化学工業製品製造業	5	1	1	1		2	8	2
32	有機顔料・合成染料製造業	2	1					2	1
33	合成樹脂製造業	1	1					1	1
37	その他の石油化学工業	1	1					1	1
46	有機化学工業製品製造業	9	5					9	5
47	医薬品製造業	3	2					3	2
53	ガラス・ガラス製品製造業	1			1	1		2	1
54	セメント製品製造業	1		1			21	23	
55	生コンクリート製造業				2		15	17	
59	碎石業	2			1		1	4	
60	砂利採取業					1	12	13	1
62	非鉄金属製造業	4	4			1	1	1	6
63	金属製品・機械器具製造業	6	2	3	1	3	2	5	19
64の2	水道施設	4					4	8	
65	酸・アルカリ表面処理施設	6	3	1	1	2	1	1	14
66	電気めつき施設	6	5	1	1	1	2	2	10
66の2	旅館業	38		4	38			88	168
66の3	共同調理場	4						1	5
66の4	弁当仕出屋・弁当製造業	1			1			1	3
66の5	飲食店(厨房施設)	3		1	1			3	8
67	洗濯業	3		2	1	3	1	1	52
68	写真現像業			1				6	7
68の2	病院	1	1					2	3
69の2	中央卸売市場							1	1
69の3	地方卸売市場	1							1
70	廃油処理施設	1							1
71	自動式車両洗浄施設	3			4			62	69
71の2	試験研究機関	4	4		1		3	6	14
71の3	一般廃棄物処理施設			1	1		1	1	2
71の4	産業廃棄物処理施設						1	1	1
71の5	洗浄施設						3	3	3
72	し尿処理施設	38		2	3			1	44
73	下水道終末処理施設	4	4					4	4
合計		164	36	22	6	75	6	17	458
									736
									65

(備考)

1.業種・施設名の番号は、水質汚濁防止法施行令別表第一による。

2.複数の施設を有する事業場は、その事業場を代表する施設にのみ計上している。

3.特定事業場のうち、下水道又は74号の処理施設に全量排出することになった事業場を含まない。

表6-11(1)-2 電気事業法等による届出状況

(平成23年度)

番号	届出の種類 業種(施設名)	電気事業法等に係る 水質特定事業場数	うち、水質汚濁防止法で 規制される事業場数 (表6-11(1)-1と重複)	うち、電気事業法のみで 規制される事業場数
63の3	石炭火力発電施設(廃ガス洗浄施設)	3	2	1
届出事業場数合計		3	2	1

(備考) 業種(施設名)の番号は、水質汚濁防止法施行令別表第一による。

表6-11(2) 福島県生活環境の保全等に関する条例による届出状況

(平成23年度)

番号	届出事業場 業種(施設名)	1日当たりの 平均排水量 30m <sup>3</sup> /日 以上	1日当たりの 平均排水量 30m <sup>3</sup> /日 未満		規制対 象外の もの	合 計	
			うち有害物 質排出事 業場	うち有害物 質排出事 業場		うち有害物 質排出事 業場	うち有害物 質排出事 業場
1	水産食料品製造業(解凍施設,混練施設)	5				6	11
2	もやし製造業(洗浄施設)						
3	電子部分・デバイス製造業(研磨施設等)					1	1
4	窯業・土石製品製造業(切削施設等)	2					2
5	放送業(自動式フィルム現像洗浄施設)						
6	鉄道業(車両整備施設)						
7	コイン洗車場					11	11
8	一般廃棄物最終処分場	2					2
9	産業廃棄物最終処分場	5	5				5
10	廃棄物処理業の最終処分場	7	4			1	8
11	電気業(廃ガス洗浄施設)						4
12	ゴルフ場	12	12	3	3		15
届出事業場数合計		33	21	3	3	19	55
							24

(備考) 業種(施設名)の番号は、福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則第20条による。

## 12 水質発生源立入検査

本市では、法及び県条例に定める特定施設等を設置している事業場の排出水を検査し、排水基準の遵守状況を確認しています。また、排水基準の適用を受けない小規模事業場についても、施設稼動状況などの確認検査を行っています。

### ① 排水基準の適用となる事業場

法及び県条例の基準の適用を受ける事業場（平成23年度末現在：法規制対象278事業場、県条例規制対象55事業場）のうち、26事業場（立入件数延べ28件）の検査を行いました。

検査の結果、2事業場において排水基準に不適合または抵触するおそれがあったため、排水処理施設の改善・維持管理の徹底を指導しました。

### ② 排水基準の適用を受けない小規模事業場

法及び県条例に定める特定施設を有する小規模事業場（排水基準が適用されない458事業場（平成23年度末現在）のうち、19事業場について届出状況等の確認検査を行いました。

表6-12 事業場排出水の規制項目

濃度規制	水質汚濁防止法の規制項目	健康項目	カドミウム等28項目
		生活環境項目	pH等15項目
	上乗せ条例の規制項目	健康項目	カドミウム及びその化合物
			シアノ化合物
			六価クロム化合物
			フッ素及びその化合物
	生活環境項目	生活環境項目	BOD
			COD
			SS
			n-ヘキサン抽出物質(鉱油類)
			n-ヘキサン抽出物質(動植物油脂類)
			フェノール類
			銅
			亜鉛
生活環境の保全等に関する条例の規制項目	法定有害物質(=健康項目)	法定有害物質(=健康項目)	カドミウム等27項目
		法定外有害物質	ゴルフ場農薬43項目
		法定項目(=生活環境項目)	pH等15項目
	法定外項目		ニッケル含有量
			水温
			色度

### 排出水の規制方式

#### ● 濃度規制

特定事業場から排出される水に含まれる有害物質や他の項目の濃度を規制する方式。

特定事業場から公共用水域に排出される水には、有害物質及び生活環境項目について、全国一律の排水基準(一律基準)が定められている。

また、この一律基準では水質の汚濁防止が十分でない公共用水域については、都道府県条例で一律基準よりも厳しい基準(上乗せ基準)を定められることになっており、本県でも上乗せ基準が設定されている。

さらに、水質汚濁防止法の規制対象となっていない施設及び項目については、「福島県生活環境の保全等に関する条例」により基準が設定されている。

#### ● 総量規制

大気汚染や水質汚濁の防止を図るために、工場・事業場が集合し、汚染物質の発生施設ごとの排出規制では環境基準の確保が困難である場合に、地域全体の排出総量を削減するために用いられる規制方式。

地域を指定し、総量削減計画に基づいて、個々の発生施設ごとの排出基準よりも厳しい基準が設けられる。現在のところ、本市に指定地域はない。